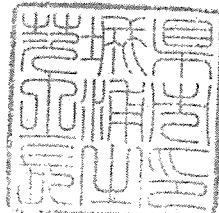


土浦市告示第 295 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、土浦・阿見都市計画の決定をしたので、同法第20条第1項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和7年7月1日

土浦市長 安藤 真理子



1 都市計画の種類

地区計画（高津第二地区、大畠第一地区、大畠第二地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

(ア) 高津第二地区地区計画

土浦市上高津及び下高津四丁目の各一部

(イ) 大畠第一地区地区計画

土浦市大畠、小山崎及び中都町四丁目の各一部

(ウ) 大畠第二地区地区計画

土浦市大畠、藤沢及び下坂田の各一部

3 縦覧場所

土浦市都市政策部都市計画課

土浦・阿見都市計画地区計画の決定（土浦市決定）

都市計画大畠第一地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	大畠第一地区地区計画
	位 置	土浦市大畠、小山崎及び中都町四丁目の各一部
	面 積	約 54. 4ha
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>大畠第一地区（以下「本地区」という。）は、常磐自動車道土浦北インターチェンジから約 1.5km に位置し、交通利便性の高い地区であり、県道小野土浦線沿線には、工業系企業が立地している。</p> <p>土浦市都市計画マスタープランでは、土浦北インターチェンジ周辺を「工業・流通・業務系拠点」として位置づけるとともに、土地利用について、「立地条件を生かし、地区計画などによる、新たな産業系土地利用の促進を図る。」としている。</p> <p>これらのことから、本地区に立地している既存の工場等の操業環境を維持しつつ、交通利便性を生かして工業・流通系施設の立地を図るとともに、周辺環境と調和した適正な土地利用を図ることを本地区計画の目標にする。</p>
	土地利用の方針	本地区に立地している既存の工場等の操業環境を維持しつつ、交通利便性を生かして工業・流通系施設の立地を図るとともに、周辺環境と調和した適正な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	県道小野土浦線を幹線道路として位置づけるとともに、区画道路を適正に位置づけ、本地区的生産活動等が安全かつ機能的に行えるよう計画的に配置する。
	建築物等の整備方針	<p>既存の工業・流通系施設の維持活性や機能集積を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物の高さの最高限度 (5) かき又は柵の構造の制限

		名 称	幅 員	延 長	備 考
地区施設の配置及び規模		幹線道路 1 号	9.5~14.5m	約 1,025m	県道小野土浦線
		区画道路 1 号	6.2~14.0m	約 390m	市道新治 1 級 8 号線
		区画道路 2 号	9.0m (拡幅)	約 256m	市道新治中 107 号線
		区画道路 3 号	9.0m (拡幅)	約 331m	市道新治中 101 号線
		区画道路 4 号	4.0m (新設)	約 80m	新設道路
		区画道路 5 号	6.0~7.5m	約 253m	市道新治 2 級 10 号線
		区画道路 6 号	9.0m	約 375m	市道新治中 587 号線
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			
		(1) 建築基準法別表第 2(を)項に掲げる建築物			
		(2) 住宅			
建築物の用途の制限		(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの			
		(4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ただし、本地区内に勤務する従業員の居住のためにその事業者自らが建築するものを除く。			
		(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの			
		(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの			
		(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
		(8) カラオケボックスその他これらに類するもの			
		(9) 図書館、博物館その他これらに類するもの			
		(10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
		(11) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ただし、事業所内の従業員の子供を対象とする工場等内の保育所等は除く。			
		(12) 公衆浴場			
		(13) 診療所			
		(14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの			
		(15) 自動車教習所			
		(16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するもの			
		建築物の敷地面積の最低限度	事務所、工場及び倉庫は 1,000 m ² とし、それ以外は 500 m ² とする。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次の各号に掲げるものとする。
		<p>(1) 区画道路沿いは区画道路境界線から 1m以上</p> <p>(2) その他の道路沿いは道路境界線から 1m以上</p> <p>(3) 隣地境界線から 1m以上</p> <p>(4) 前 3 号にかかわらず、建築物の壁これに代わる柱又は高さ 2 mを超える門若しくはへいは、開発行為の規模に応じて次に示す壁面線を越えてはならない。また、後退部分については、緑地帯その他の緩衝帯の配置を推進すること。</p> <p>■ 敷地境界からの後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.0ha 以上 1.5ha 未満 敷地境界から 4m以上 ・ 1.5ha 以上 5.0ha 未満 敷地境界から 5m以上 ・ 5.0ha 以上 15.0ha 未満 敷地境界から 10m以上
	建築物の高さの最高限度	10mとする。 ただし、第一種低層住居専用地域等の日影規制(建築基準法別表第4第1項(ニ)欄(1)の号)を満たす場合に限り、高さの最高限度を31mとする。
	かき又は柵の構造の制限	道路に面する側のかき又は柵の構造は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱・門扉はこの限りではない。
適用の除外		<p>(1) 道路側に突出しないよう管理できる生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さが 2.0m以下の鉄柵等の透視可能なもので、かつ、基礎部分が 0.6m以下のもの</p> <p>次の各号に掲げるものは、建築物等に関する事項の適用を除外する。</p> <p>(1) 本地區計画の都市計画決定の告示の際、現に存する建築物が、本地區整備計画に適合しない場合</p> <p>(2) 本地區計画の都市計画決定の告示の際、現に存する建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 「建築物の用途の制限」に適合しない建築物で、当該建築物の敷地内において、改築を行う場合又は本地區計画の都市計画決定の告示の際における床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築を行う場合</p> <p>イ 「壁面の位置の制限」に適合しない建築物で、当該建築物の敷地内において、壁面の位置の制限を受けない範囲内で増築を行う場合</p> <p>(3) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地</p>

地区整備計画	適用の除外	<p>(4) 「建築物の敷地面積の最低限度」について、本地区計画の都市計画決定の告示の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で本地区整備計画に適合しないもの又は現に存する所有権その他権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば本地区整備計画に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合</p> <p>(5) 本地区計画の都市計画決定の告示の際、現に存するかき又は柵が本地区整備計画に適合しない場合</p>
--------	-------	--

「区域は計画図表示のとおり」

■ 理由

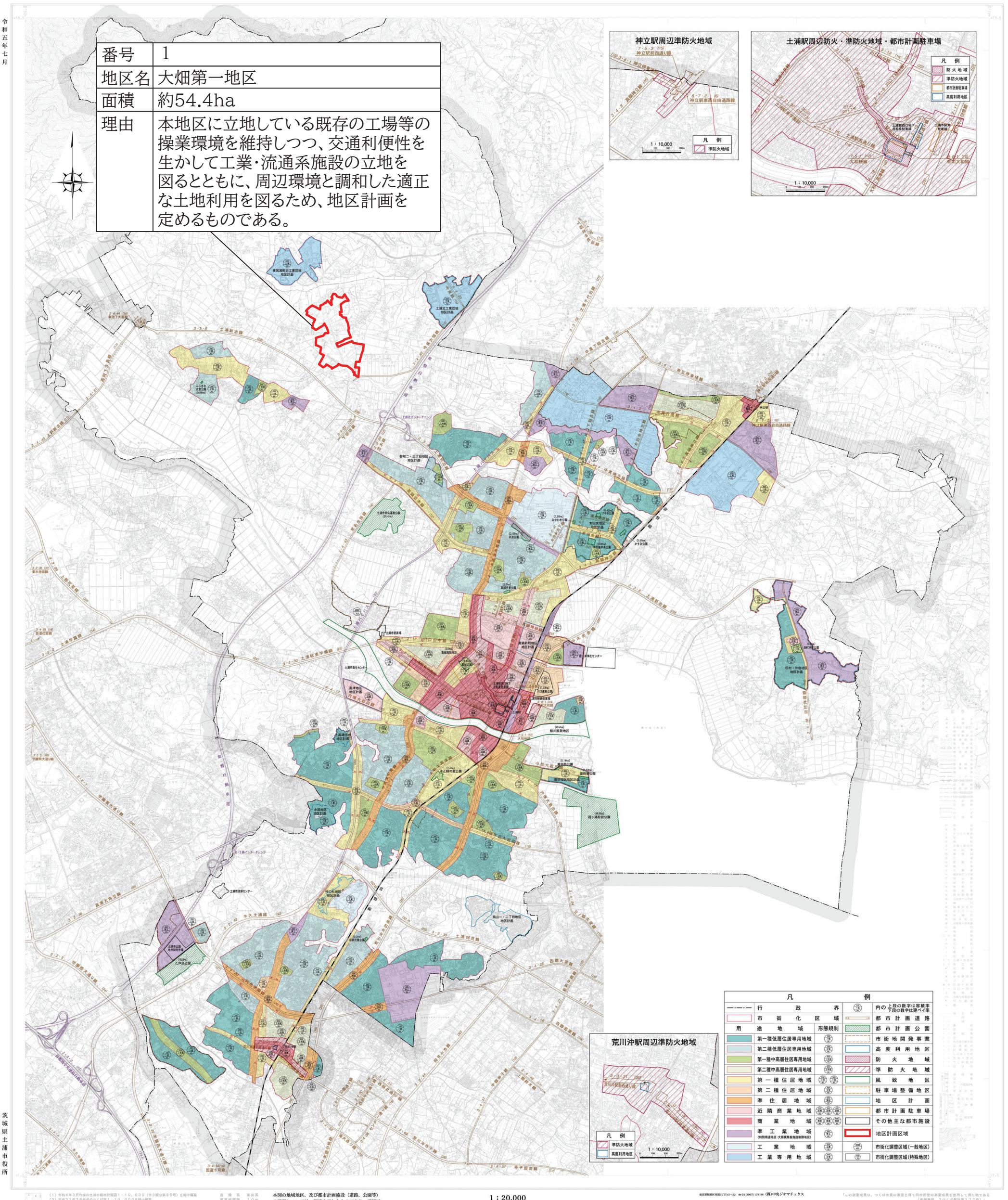
本地区に立地している既存の工場等の操業環境を維持しつつ、交通利便性を生かして工業・流通系施設の立地を図るとともに、周辺環境と調和した適正な土地利用を図るため、地区計画を定めるものである。

地区計画による建築物の用途制限の概要（当該地区計画を追加）

用途地域内における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

土浦市都市計画図



(1) 平成4年3月作成の土浦市都市計画図1:10,000(令33年公第85号)を縮小複数

複数表示 1.0m
等高線間隔 1.0m

本図の地域地区、及び都市計画施設(道路、公園等)の

境界については、概略を示したものであり、詳細は
土浦市役所都市計画課にお問い合わせください。

注: 周辺市町の都市計画(都市計画道路等)は参考です。

詳細については、各市町担当課にご確認ください。

1:20,000

0 500 1000 1500 2000m

東京都地図(03)2715-22 (03)260117910 (03)中央ジャマーチクス

「この測量成果は、つくば市長の承認を得て同市所管の測量成果を用いて得た物である
(承認番号 3つで計測第172号)」

「この測量成果は、石岡市長の承認を得て同市所管の測量成果を用いて得た物である
(承認番号 3つで計測第49号)」

「この測量成果は、かすみがうら市長の承認を得て同市所管の測量成果を用いて得た物である
(承認番号 3つで計測第49号)」

「この測量成果は、阿見町長の承認を得て同町所管の測量成果を用いて得た物である
(承認番号 3つで計測第70号)」

「この測量成果は、牛久市長の承認を得て同市所管の測量成果を用いて得た物である
(承認番号 牛久市甲第369号)」

土浦・阿見都市計画 計画図（大畠第一地区）



土浦・阿見都市計画

都市計画計画図
(土浦市 大畠第一地区)

1/2,500

決定告示 年月日

凡例

今回新たに地区計画の区域界となる部分	
都市計画道路	
区画道路	
幹線道路	

